

横浜北東地区常任委員会は、千代田化工建設支部所属の山田春雄氏を六月、佐藤敏春氏と木戸篤氏を九月、何れも党規約第十一条にもとづき、党員資格に欠けるものとして「除籍」措置をとりました。

その理由は、三氏が、千代田化工建設支部のなかで生まれた不団結問題の解決のために県委員会、地区委員会、党支部が努力しているなかで、自らの「主張」に固執して、党規約にもとづくルールを踏み外し、党規約を守る立場を公然と放棄し、党員資格に欠ける状況をみずからつくりだしたためです。以下、三氏が党員資格に欠ける状況におちいった本質を解明し、経過を明らかにするものです。

一、三氏の党規約違反の経過と本質について

(1) 三氏にたいする今回の除籍措置は、意見の違いによるものではなく、三氏が党規約にもとづく党のルールを乱暴にふみにじったもの。

三氏は、「支部内に意見の違いがあるなかで、県委員会、地区委員会がその一方に組して、われわれを不当に排除した」などと自らの党規律違反問題を歪曲して、機関批判をふりまいています。

しかし、事実はまったく逆です。今回の除籍措置は、意見の違いによるものではなく、「意見の違いは保留して一致点で団結を」との県委員会の指導を受け入れず、党規約を乱暴にふみにじった三氏のルール無視の態度によるものです。

あらためて、この間の経過についてふりかえっておきます。

県委員会と地区委員会は、一九九九年三月以来、千代田化工建設支部の不団結問題をめぐる山下徹同志の中央委員会への訴願と千代田化工建設支部を構成していた山田春雄氏ら五人の党員からの県委員会にたいする意見書についての解決の努力をすすめてきました。

この間、県・地区委員会は、関係党員からの聞きとりや、関係党員の参加する会議、支部総会への出席などをつつじ、精神的に指導にあたってきました。そして、一九九九年十一月に、「支部内の意見の違いの主な内容は、すでに終わっている争議と差別是正のたまたかにかかわる問題にある。したがって、これらの意見の違いについては、民主的に討議をつくし、どうしても一致しない問題は保留しあい、党中央の方針にもとづいて団結して前にすすむことにすべきである。そのために機関も援助をおしまない」と団結回復のための最終的指導方向を提起しました。

これにたいして、山下同志ら争議団以外の同志たちは、この指導方向に同意しましたが、山田氏らは「県委員会が論争点について、見解をしめさないのは機関としての指導放棄だ」と、あくまでも県委員会の見解を示すことを強く要求しました。

これをうけて、県委員会は「団結回復のためには、先にしめした最終的指導方向がのぞましいが、山田氏らがそこまで主張するなら、県委員会の見解を示すこととする。ただし、この時点ですす「見解」は、党規約第二十一条（旧規約新規約は十六条）にもとづくものになるので、意見があっても無条件に実践する必要がある」ことを何度も指摘したうえで、一九九九年十一月二十四日に一連の論争点についての県委員会の「見解」を示しました。

山下同志らは、この指導を受け入れましたが、元争議団関係五人の党員のうち、元支部指導部だった山田春雄、木戸篤、佐藤敏春の三氏は、自分たちの意に沿わない指導にたいしては、これをことごとく拒否する立場をとりました。そのうえで昨年三月三日付けで上記の三人に二人の元争議団員を加えた五名連名の「訴願」を提出しました。

山田氏らの態度は、すでにこの時点で明確な党規律違反にあたるものでしたが、地区委員会と県委員会は規律問題をいったん保留して、中央委員会の指導を待つこととしました。

これにたいして党中央は、山田氏との電話による話し合いのなかで、「党規約上、訴願はあくまでも個人の権利として認められているものであり、連名での訴願は分派につながるものとして認められていない。連名を取り消して個人としてならいつでも話あう」と提起しました。山田氏は「党規約のどこにもそのようなことは書いていない。あくまでも集団で話し合うことを認めるべきだ」との主張に固執し、党中央の指導をいっさい聞き入れませんでした。

したがって、党中央も、「もはや党のルールにもとづいて行動する立場にたたないかぎり、規律違反問題とせざるをえない」と県・地区にたいして指導したのです。

以上の経過をふまえ、地区委員会は、党中央の指導にもとづき、「山田、木戸、佐藤のとっている態度は、党規約を認めない態度であり、これを改めない限り指導の対象とはなりえず、党規律違反問題とせざるを得ない」との立場から山田春雄、木戸篤、佐藤敏春の三氏にたいして、党規律違反問題としての協議に入りました。

この協議には、問題の経過にてらして県委員会にも参加してもらい、昨年十月から今回の措置決定までにそれぞれ三回ないし四回の話し合いをおこないました。

協議にあたっては、党規律違反の問題として、第一に、党規約を認めない態度をとっていること、第二に、党内民主主義を破壊し、党の団結を乱す行為をとっていること、第三に、支部内の問題、訴願で解決途上にある問題を支部外の党員や党外に持ち出して問題を提起しました。

とりわけ、第一の党規約を認めない態度として提起した問題（①集団訴願は分派につながる誤りである、②九九年十一月に旧党規約第二十一条にもとづく意見書として検討したうえで県委員会がしめた「見解」を「誤った事実認識のうえにだされた方針には従えない」と拒否したこと、③九九年十月六日に開催した支部総会で党規約にもとづいておこなった地区党会議代議員選挙の結果に不満をもち、他支部の党員に対して機関を中傷・誹謗する言動を繰り返したこと④山下同志が訴願をだしたことが混乱の原因として、執拗に訴願の撤回を迫ったこと）を重視し、「これらの党規約を認めない態度の誤りを是正する立場にたつならば、今後も党員として活動することができるとは認めないが、誤りを正す立場にたないならば、党員資格に欠けるものと判断せざるを得ない」と繰返し指摘し、誤りを是正してひきつづき党員としてがんばる立場にたつことをもめました。

これにたいする三氏の共通した態度は、「①、③、④項については意見はあるが従う。②項については従えない」というものでした。

この協議の結果をふまえて地区委員会は、②項の問題は残っているが、規律問題についての結論をいったん凍結して他の三点についての自らの表明を誠実に守るかどうかを見守ってきました。

ところが、その後の状況は、三氏は自らの党規約を守る立場にたつという表明に反して、調査中の規律違反問題について、全県の争議関係者や居住地をはじめとする多くの党員に無原則的に話して自らの党規律違反を合理化したばかりでなく、県委員会、地区委員会を中傷・誹謗して多くの党員に機関批判をまきちらすという新たな重大な党規律違反を重ねたことが、数多くの事実をつうじてあきらかになりました。

この問題を重視した地区委員会は、三月二十六日付で、山田、木戸、佐藤の三氏にたいして、この新たな党規律違反を指摘したうえで、「このような行為を反省し、一方的に知らせた関係者にたいして、是正措置をとるとともに今後いっさいそのような行為を繰り返さないようにすることをとめます」との指導文書を送りました。しかし、三氏のその後の態度は改まるどころか、ますます機関批判を強めるものとなりました。

以上、この間の経過について述べてきましたが、県委員会、地区委員会は一貫して、「不一致点は保留して一致点での団結」をもとめてきました。それは「意見の違い」を理由に、県委員会や地区委員会の指導をことごとく拒否する三名の態度とくらべてみるならば、どちらが党規約の立場に立つものであるかは明白です。

(2) 三氏が「秘密交渉」と非難する、差別是正交渉をどうみるか

山田氏は千代田争議が解決したあと、同支部所属の四人の同志が、会社と別途交渉をもって、差別是正をかちとつたことを、「秘密交渉」とよび、階級的裏切り行為と口をきわめて非難しています。

この問題をどうみるかは、千代田化工建設支部の団結に直接かわる問題であるとともに、全県の争議のあり方の基本にかかわる重要な問題となっています。

①山田氏は四名の同志のやり方がいっさい支部に報告されない「秘密交渉」だと批判しています。たしかに、支部が団結していれば、事前に支部会議に報告・討議してとりくむことが当然のすすめ方です。しかし、争議の和解交渉のすすめ方などについて争議団の同志たちから支部に報告がなく、したがって、討論もないことについて争議団以外の同志たちは不信を持っていました。そのようななかで四人の同志たちが支部に報告せずに独自交渉をおこなったことは、残念なことですが、それをもって「秘密交渉」「階級的裏切り行為」と非難することは適切ではありません。

②一般的にいつて、差別是正の争議をたたかっている党支部で、争議のすすめ方などで意見の相違が生じることはありうることです。千代田化工建設支部では、山下同志は、争議団と支援共闘会議の争議のすすめ方に早くから批判的な意見を持っていました。一方、小松同志ら四人の同志は、いったんは争議団の最終解決にあたり、提訴外者として一括解決をはかるために支援共闘幹部との話し合いにも参加しました。しかし、支援共闘幹部が示した「是正の交渉はするが、共闘会議と争議団は交渉結果に責任を負わない」「是正によるバックペイは要求しない」という方針に納得できなかった小松同志ら三人が、争議団との一括解決に参加せず、山下同志とともに四人で会社と交渉することになったのが経過です。

なお、付け加えるならば、この四人の同志の会社への要求は、このときはじめてだされたものではなく、越智争議以来、職場から争議支援をとの当時の支部決議にもとづいて、その他の同志たちをふくめて社長や上司に直接ボーナス査定や賃金・昇格査定についての差別是正をもとめて何度も交渉してきた経過があります。

もちろんこの交渉によって、差別を是正する成果を得ることができた最大の要因は、千代田化工争議団の長期にわたるたたかいの成果として、争議の勝利的解決をかちとっていたことにあることは明白です。同時に、会社にとって

は、四名の同志たちも日本共産党員として手ごわい相手であり、これらの同志の差別も同時に解決しておかないと争議の全面解決にならず、新たな争議の火種を残すことになるので、全面解決のために対応したとみるのが妥当な評価と考えます。

このことは、日立争議において、一都二県が全面解決をかちとったあと、土浦工場の活動家が、組合をつうじて差別是正を会社に要求し、是正をかちとったという最近の新たな事例をみても、道理のある見方ではないでしょうか。このように、たたかい方の違いはあっても、一人でも多くの同志が反共思想差別の是正をかちとったことをもろ手をあげて喜ぶことこそ、日本共産党員としての当然の立場です。これを、「裏切り」「抜け駆け」などと非難することは、日本共産党員の思想とは相容れない考え方といわなければなりません。

さらに、山田氏らは四人の同志が差別是正をかちとって、それぞれバックペイを獲得したことを、「秘密交渉によって金銭を授受した」とあたかも犯罪行為であるかのように非難しています。しかし、賃金差別是正のたたかいである以上、是正させたバックペイ分を本人が受けとることはあまりにも当然であり、全国的にはなんの疑問もなく行われていることです。

③なぜ山田氏らが、四人の同志による差別是正のたたかきを、「秘密交渉」「裏切り行為」という主張に固執するのでしょうか。そもそも共産党員が差別是正をたたかう原点は、原告自らの差別是正をかちとることはもちろんですが、職場からあらゆる差別をなくすことにあります。この立場にたつならば、たたかい方の違いはあっても、党員であるかどうかにかかわらず、一人でもおおくの労働者が差別是正をかちとることを心から歓迎し、連帯することが当然ではないでしょうか。

山田氏らは、ことあるごとに「裏切り、抜け駆けだ。そういう見方が労働者としての常識だ」と繰り返し攻撃しています。しかし、いまになってそのような非難を浴びせている当事者の一人は、四人の同志が別途交渉によって差別が是正されたことを会社の発表で知り、メールをつかって「おめでとう」と祝福の言葉を送っています。そのようなことこそ、「常識」ではないでしょうか。いつから、「おめでとう」が「裏切り」に変わってしまったのか、明らかにするべきことではないでしょうか。

④なお、念のために付け加えれば、山田氏らの主張は共産党員や活動家にたいする差別や不当な攻撃とのたたかきの基本に反する誤りです。

こうした攻撃が共産党員や活動家にたいするものであるとともに、それをテコにして職場の労働者全体にたいする差別支配を強化し、搾取と抑圧をいっそう強化する攻撃であり、したがって共産党員や活動家にたいする差別や攻撃を、第一に、当事者だけでなく職場の労働者全体にかかわる問題であることを、労働者の切実な諸要求との関係であきらかにし、結びつけてたたかうこと、第二に、職場の自由と民主主義の擁護・拡大が日本社会の民主主義の土台であることなどをあらためて明確にすることです。

この基本的立場にたつならば、四人の同志が資本とたたかかって差別是正をかちとったことを歓迎するのではなく、「秘密交渉」などと攻撃することは許されるものではありません。

二、党員資格と相容れないことについての若干の解明

以上の経過であきらかなように山田氏は数多くの党規律違反を重ねてきました。それに対し、県委員会と地区委員会は誤りをただして党にとどまることの説得に全力を尽くしました。この過程で、私たち自身も深めることができた、党規約の立場と、山田氏らの言動がいかに相容れないものであるかを、解明しておきます。ここで引用する規約は二十二回大会で改定されたものです。

(1) 規約第十六条は「党組織には、上級の党機関の決定を執行する責任がある。その決定が実情にあわないと認められた場合には、上級の機関にたいして、決定の変更をもとめることができる。上級の機関がさらにその決定の実行をもとめたときには、意見を保留して、その実行にあたる」としています。

一九九九年十一月に、県委員会が「意見の違いは民主的に討議し、一致しない問題は保留し、中央の方針にもとづいて団結してすすむように」との最終指導方向を提起したことが、この規約の最初の部分です。それについて山田氏らは実情にあわないとし、変更をもとめたのです。それに対して県委員会は再度の提起である以上、異なる意見は保留して実践にあたることを繰り返し指摘したうえで見解を示したものです。山田氏らの態度はこの条文に明白に反しています。

(2) 規約第五条(五)項は「党の諸決定は自覚的に実行する。決定に同意できない場合は、自分の意見を保留することができ。その場合も、その決定を実行する。党の決定に反する意見を、勝手に発表することはしない」、また、同(八)項で「党の内部問題は、党内で解決する」としています。

山田氏らは、「党規約の規定は認めるが、まちがった指導には従うわけにはいかない」と主張し、四人の同志への中傷誹謗と機関批判を党内外に広げました。また、「連名での訴願は分派につながる」との中央委員会の指導にたいしても、「党規約のどこにもそのようなことは書いていない」と述べるなど、自らが規約、であるかのような態度をとりつづけてきました。

(3) 三氏の主張の中で共通している問題に、いわゆる「秘密交渉」問題があります。彼らは「これは大衆運動の問題だからどこでも言うべきことは言う」と主張しています。これは大衆運動の問題であると同時に重要な党内問題です。三氏の言いつ分の中にも「党支部や機関に報告もしないで別途交渉した」ことが、「秘密交渉」とする理由に含まれています。もともと共産黨員に対する差別は正のたたかひであり、意見の違いを党外に持ち出し広めることは、党規約に反し、黨員の資格にかかわる「いろは」の問題です。

(4) 除籍措置について、質問も出されています。「規律違反だとすれば、除籍ではなく処分ではないのか」というものです。規約第十九条で規律違反の処分は、「警告、権利停止、機関からの罷免、除名」と分けています。そもそも黨員の処分は除名を除いては、その黨員が誤りを正して立ち直ることを目的におこなわれるものです。教育的な内容でもありません。しかし、この三氏のように、黨員としての資格を自ら放棄する態度を取る場合には、第十条にもとづいて自ら離党するか、今回のように第十一条を適用しての除籍措置が適切な対応といえます。

以上